

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省6-⑩)

政策分野名 【施策名】	東日本大震災からの復旧・復興	担当部局名	大臣官房地方課災害総合対策室(農産局、農村振興局) 【大臣官房地方課災害総合対策室、農産局総務課生産推進室、農村振興局防災課】
政策の概要 【施策の概要】	地震・津波災害からの復旧・復興、原子力災害からの復旧・復興	政策評価体系上の 位置付け	東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応
政策に関する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の4(1)	政策評価 実施予定時期	未定

施策(1)		地震・津波災害からの復旧・復興									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		地震・津波被災地域からの復旧・復興に向けて、農地等の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進める。									
目標① 【達成すべき目標】		農地等の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進める。									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 津波被災地域における営農再開 が可能となる農地面積	18,390 ha	元年度	19,020 ha	6年度	18,680 ha	18,650 ha	18,870 ha	18,920 ha	19,020 ha	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(1)①の「農地等の整備の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進める」に該当するアウトカム指標として設定。 東日本大震災の被災地域においては、基幹産業である農業の復旧・復興を目指し、市町村の復興計画等に基づき、農地や農業用施設等の復旧に取り組んでおり、測定指標として、震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積を選定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 津波被災地域の営農再開に向けた調整状況について、県を通じて市町村から聞き取り設定した。
					18,560 ha	18,630 ha	18,840 ha	18,870 ha			
		把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度末 算出方法:災害復旧事業等を実施している県を通じて、営農再開可能面積を調査により集計							
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)		原子力災害からの復旧・復興												
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		原子力災害からの復旧・復興に向けて、食品の安全を確保する取組や、農業者の経営再開の支援、国内外の風評払拭に向けた取組等を推進する。												
目標① 【達成すべき目標】		収穫後の検査等の取組を推進												
ア	検査により放射性物質濃度が基準値を超過した農畜産物の点数	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績値							
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度								
		0点	2年度	0点	7年度	-	0点	0点	0点	0点	0点	〇＝一他		
0点	0点	0点	0点											
把握の方法		出典:食品中の放射性物質検査の結果について(厚生労働省)、被災17都県等における調査 作成時期:調査年度末 算出方法:上記調査を農林水産省が確認し整理。												
達成度合いの判定方法		A(おおむね有効):基準値を超過した農畜産物0点、B(有効性の向上が必要である):基準値を超過した農畜産物1点、 C(有効性に問題がある):基準値を超過した農畜産物2点以上												
目標② 【達成すべき目標】		原子力被災12市町村における営農再開												
ア	原子力被災12市町村の営農再開面積	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績値							
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度								
		6,577 ha	2年度	10,264 ha	7年度	-	7,314 ha	8,052 ha	8,789 ha	9,527 ha	S↑一直			
6,577 ha	7,370 ha	8,015 ha	8,599 ha											
把握の方法		出典:福島県調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃(確定値) 算出方法:原子力被災12市町村の営農再開面積について、福島県から入手する。												
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満												

目標③ 【達成すべき目標】		科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別の払拭									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 福島県産農産物(米、もも、牛肉)の価格水準	93.1%	2年度	100%	7年度	－	94.7%	96.0%	97.3%	98.7%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(1)②の「科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別の払拭」に該当するアウトカム指標として設定。
					93.1%	94.8%	94.1%	94.6% (速報値)	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 福島県産農産物(米、もも、牛肉)において、風評を要因として、全国平均と比較した場合の価格水準が震災前(平成22年度)を下回って取引されている現状を踏まえ、福島県産農産物の価格水準を、震災前の水準に回復させることを目標とする。		
	把握の方法		出典:福島県調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月下旬頃(速報値)、3月頃(確定値) 算出方法:東京都中央卸売市場における取引価格より集計。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段一覧

予算に係る政策手段							
事業名 （開始年度）		関連 する 指標	予算事業 ID	事業名 （開始年度）		関連 する 指標	予算事業 ID
(1) -		-	-	(2) -		-	-
行政事業レビューシート 参照URL		-					

非予算関連の政策手段（法令・税制等）							
政策手段 （開始年度）		税制の減収見込額（減収額）				関連 する 指標	政策手段の概要等
		令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]	令和5年度 [百万円]	令和6年度 [百万円]		
(1)	福島復興再生特別措置法 （平成24年）	-	-	-	-	(1)-⑩-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア	帰還困難区域内の復興・再生に向けた環境整備、被災事業者の生業の復興・再生を担う組織の体制強化、浜通り地域の新たな産業基盤の構築、福島県産農林水産物等の風評払拭等に必要措置を講ずる。

移替え予算に係る政策手段(参考)

事業名 (開始年度)		関連 する 指標	予算事業 ID	事業名 (開始年度)		関連 する 指標	予算事業 ID
(1)	【復興庁より】 原子力災害被災12市町村農地集積・集約化対策事業 (令和3年度) (主)	(2)-②-ア	000534	(5)	【復興庁より】 原子力被災12市町村農業者支援事業 (平成28年度) (主)	(2)-②-ア	000578
(2)	【復興庁より】 農地・農業用施設等の復興関連事業 (平成24年度) (主)	(1)-①-ア	000658	(6)	【復興庁より】 農畜産物放射性物質影響緩和対策事業 (令和3年度) (主)	(2)-①-ア	000660
(3)	【復興庁より】 福島県農林水産業復興創生事業 (令和4年度) (主)	(2)-①-ア (2)-③-ア	000567	(7)	【復興庁より】 福島県高付加価値産地展開支援事業 (令和3年度) (主)	(2)-②-ア	000661
(4)	【復興庁より】 福島県営農再開支援事業 (平成30年度) (主)	(2)-②-ア	000581				

各府省庁行政事業レビューシート
参照URL

<https://rssystem.go.jp>

(注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。

(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。